

第4章 国民保護措置の基本的な実施内容

1 補給支援

(1) 物資等の確保・調達補給

ア 補給必要量の決定

県は、国民保護措置において必要な物資等補給品の数量を決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定します。

避難住民数、避難状況、避難期間、地域の特性、天候、季節によって、補給必要量は変動します。

イ 取得

県は、必要な物資等補給品を購入し、あるいは、国、他都道府県等に協力を求めます。

ウ 配布

県は、取得した物資等補給品を緊急物資集積地域に集積し、緊急物資集積所物資拠点を經由して避難住民に配布します。

(2) 緊急物資集積の体制等補給支援組織の構成

ア 緊急物資集積地域

鳥取県東部地区、中部地区あるいは西部地区に（要避難地域、避難先地域を除く）、緊急物資集積地域を設定し、空路、海路、陸路からの緊急物資を集積します。

イ 物資拠点緊急物資集積所

避難先地域に物資拠点緊急物資集積所を設け、各避難所等に対する物資拠点補給基地として運用します。なお、各物資拠点にあたっては、鳥取県地域防災計画の物資拠点を準用します。

ウ 物的支援チーム補給支援センター

緊急物資集積地域、物資拠点緊急物資集積所の補給及び運送の管理運営を行うチームを県対策本部に設置します。

エ 補給幹線

緊急物資集積地域と物資拠点緊急物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定します。

なお、指定にあたっては、鳥取県地域防災計画の緊急輸送道路等を準用します。

(3) 必要な物資等補給品

ア 物資等補給品の特性

食品	1 ほぼ一定の率をもって <u>継続常続</u> 的に消費されます。 2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域で計画的に確保します。 3 粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品確保に努めます。
燃料	1 <u>継続常続</u> 的に必要とし、避難の規模、季節等により差異があります。 2 火災・爆発の予防等に留意する必要があります。 3 基本的に、給油所あるいは追送により配布します。
復旧資材等	1 武力攻撃災害の状況に応じて大きく変化します。特に、復旧に必要な資機材は、需要がひっ迫することが予想されるため、あらかじめ調整が必要です。 2 応急復旧資材は、平素から準備し、計画的に分散しておくことが必要です。

日用品 し好品	1 ほぼ一定の率をもって <u>継続常続</u> 的に消費されます。 2 避難が長期になる場合は、避難生活を安定させるために、計画的に <u>調達補給</u> することが必要です。
衛生資機材	1 救援者の発生数により必要量は大きく変動します。 2 一部、避難先地域での調達が可能ですが、大部分は追送する必要があります。特に、感染症のワクチン等については、国の備蓄品の調達が必要です。 3 血液製剤等は、特別の保存方法を要し、また、有効期間が短いため特別の <u>調達補給</u> 方法が必要です。
給水	1 季節及び状況によって必要量に差異があります。 2 給水施設を利用できない場合は、避難住民数に応じて、給水車等による給水を行います。 3 給水施設位置の把握と汚染された水源の検知が必要です。

イ 物資等調達の留意点等各補給品の補給業務

食品	必要量	避難住民数に応じて、 <u>必要補給</u> 量が決まります。
	取 得	1 当初 備蓄食品が配られ、 <u>調達補給支援</u> 体制が整うに従い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため、各業者毎の調達数量を決定し、発注します。米穀については、精米卸売業者を決定し、供給を要請します。 不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他都道府県等からの応援により確保します。 2 炊き出しの態勢完了以降の段階（3日目以降と想定） (1) 米穀の調達 避難施設等の体制が整い、米の炊き出しによる食品提供が可能となった段階で、県は、精米を調達して提供します。 (2) 調製粉乳の備蓄 乳幼児（1歳半未満）用として必要な調製粉乳を確保します。調製粉乳及びほ乳びんの備蓄方法については、流通備蓄（ランニングストック）方式を採用します。 (3) 副食品の調達 米飯給食に必要な副食品や調味料について、流通備蓄（ランニングストック）の不足分は協定業者からの調達及び他都道府県からの応援により対処します。 (4) 生鮮食品の確保 米飯給食に必要な生鮮食品は、協定業者等からの調達及び他都道府県からの応援により対処します。
	配 分	通常毎日、食品を支援地域で荷分けし、避難施設に運搬交付します。 各避難施設は、 <u>必要数を取りまとめ食品請求書を作成し、県対策本部補給支援センター</u> に提出します。 <u>県対策本部支援センター</u> で、避難住民数に応じた調達計画を作成します。 また、指定 <u>（地方）</u> 行政機関、他都道府県に対し、不足資機材の給与を要請します。

飲料水	必要量	給水状況や住民避難の状況など必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立します。 車両運送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、車両などによって運送します。 また、道路障害除去が遅れ運送が困難な場合は、直ちに道路管理者に運送路の確保を要請するとともに、給水が可能となるまでの間は、市町村において受水槽の水、ろ水器、浄水剤により井戸・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水を確保します。
	取得	給水施設で取得します。
	配分	避難時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとします。 県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水<u>をし行い</u>ます。 なお、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障がい児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係機関から市町村対策本部を通じて緊急要請があった場合は、車両運送により応急給水します。
その他の補給品	必要量	避難先市町村等から所要品目、数量等の情報を基に、調達必要数を取りまとめます。
	取得	各協定業者から、必要 <u>量補給品</u> を購入、又は、他都道府県、指定地方公共機関、その他の関係機関等に協力を求めます。
	配分	緊急物資集積地域に一旦集積し、 <u>物資拠点緊急物資集積所</u> を通じて各避難施設へ配分します。

(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保

知事は、備蓄する物資で不足する場合、流通する商品を確認します。

次の物資について、必要があると認めるときは、業者に売渡しの要請等を行います。

ア 対象となる商品（特定物資）（法第81条、令第12条）

特定物資	備 考
1 医薬品	
2 食品	
3 寝具	
4 医療機器その他衛生用品	・注射器、メス、聴診器等（医薬品医療機器等法第2条） ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等
5 飲料水	・ペットボトル水等
6 被服その他生活必需品	・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） ・日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） ・炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） ・光熱材料（マッチ等）
7 建設資材	・収容施設等、臨時の医療施設の建設工事に必要なものに限定 <u>（なお、既存の収容施設等に補修等を施し、救援のための施設として活用するような場合も含む。）</u> ・木材、鉄材、コンクリート、ガラスその他
8 燃料	・ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等

9 その他救援の実施に必要で内閣総理大臣が定めるもの

イ 売渡し要請等の一般要領**(ア) 売渡し要請**

知事（各部局）は、救援を行うため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し特定物資の売渡しを要請します。

(イ) 収用

知事（各部局）は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡し要請に応じないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して特定物資を収用します。

(ウ) 保管命令

知事（各部局）は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管、運送業者に対し、公用令書を交付して特定物資の保管を命じます。

(エ) 立入検査 (第84条)

知事（各部局）は、特定物資の収用、保管命令のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に特定物資保管・所在場所等への物資状況の立入検査を行わせます。

知事（各部局）は、特定物資の保管を命令したときは、保管者に対し必要な報告を求め、又は管理者に通知の上、職員に保管場所への保管状況の立入検査を行わせます。

ウ 収用、保管命令の要請等

知事（各部局）は、救援を行うため特に必要があると認めるときは、指定（地方）行政機関に対し、特定物資の収用、保管命令などを要請します。

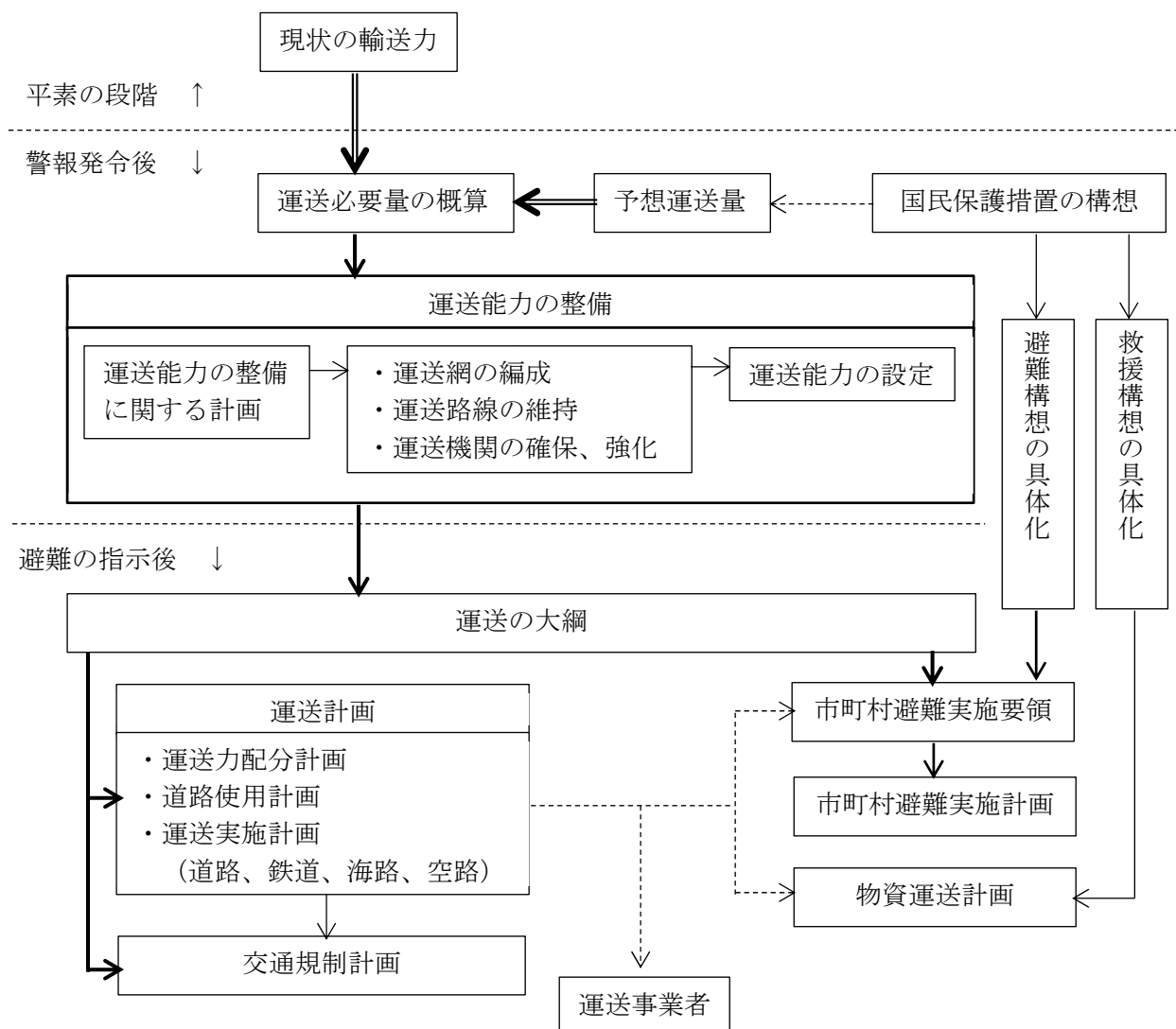
2 運送

避難住民及び緊急物資の運送については、原則として、県が運送事業者である指定（地方）公共機関を主体に運送契約を締結し、運送手段の一元的運用を行います。

正当な理由なく運送が行われない場合、県対策本部長は、指定（地方）公共機関に対し、総合調整を行います。（指定公共機関については、国対策本部長に総合調整を求めます。）

なおも運送が行われない場合は、知事は、指定地方公共機関に運送の指示（是正の指示）を行います。（指定公共機関については、内閣総理大臣の是正指示が行われるとされています。）

(1) 運送の一般的要領



(2) 運送手段

事態の状況に応じて避難のための運送手段を設定します。各運送手段の一般的特性は次のとおりです。

手段	特 性		選定上の留意事項
	長 所	短 所	
道路	比較的輕易に利用できる。 状況の変化に即応できる可能性がある。	運行の集中する地域において混雑を 起こしやすい。 気象、煩雑な通行等により破損しや すい。 敵 の攻撃に対して脆弱。 道路の管理者が異なり調整に時間を 要する場合がある。	道路規制の的確な実施補 修・整備の常時実施 警戒・防護の措置 国、関係機関との十分な 調整
鉄道	安定した大きな運送力。 長距離の運送に適した効 率的な運送手段	線路等に制約され、移動の柔軟性に 欠ける。 修理には、高度の技術、多くの作業 力・資材・時間を要する。 橋、トンネル、操車場等は攻撃目標 になりやすい。	国、関係機関の積極的協 力を経て、計画的かつ最 大限に活用 必要に応じ、重要箇所の 警戒・防護、応急復旧、 補助手段等の対処措置
海路	長距離、大量の一括輸送 に適する。	速度が比較的遅い。 港湾の施設、荷役、局地運送等の能 力に制約 気象の影響を受ける。 攻撃の目標となりやすい。 運送実施のための組織が複雑。 運送準備に多くの日時を要する。	指定公共機関等との緊密 な調整 運送の計画及び手続きの 早期着手
空路	高速。 経路の選定が自由。 長距離及び応急的な輸送 に適する。	気象、飛行場、事態により制約 重量及び容積等の制限 飛行場は、攻撃の目標となりやすい	重要な時期、地点、避難 住民の空輸を行う等、重 点的かつ効率的な実施 美保飛行場のみ使用

(3) 運送能力の概算

県が一元的に運用する運送手段の運送能力を、季節・時間別、場所別、運送手段別に明らかにしま
す。

この数量に基づき、~~物資等の調達~~の組織体制等補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の
補給を準備します。

(4) 運送必要量の概算

県が避難の指示に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の運送量を、季節・時間別、場所
別、運送対象別に明らかにします。

この数量に基づき、運送路線の維持、通信施設、~~運送に係る人的・物的資源~~補給支援組織の施設・
人員・資機材、運送用燃料の補給を準備します。

(5) 運送に関する計画

ア 運送計画

(7) 運送力配分計画

一定期間の運送の根拠となるもので、概ね次の事項を定めます。

- 1 運送対象となる避難住民
- 2 発地、着地
- 3 運送内容
- 4 運送時期、経路
- 5 運送担任期間

(4) 道路使用計画

交通規制の実施の基礎となるもので、特定公共施設利用法に基づく「道路の利用指針」が定められたときは、これに沿って作成します。

計画には、概ね次の事項を定めます。

- 1 計画の目的
- ~~2-1~~ 使用する道路及び区間網、路線の分類、橋梁の等級、その他道路制限、交通検問所、交通情報所の提供
- ~~3-2~~ 道路の利用の一般的優先順位
- ~~4-3~~ 通行及び報告等の手続き
- ~~5-4~~ 通信連絡手段
- ~~6-5~~ 避難実施要領等作成の際の基準となる事項

(ウ) 運送実施計画

運送力配分計画、道路使用計画に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の運送に関する細部の実施要領を定めた計画です。

運送方法は、直通運送、中継運送、折返し運送とし、地形、事態の状況により適切な運送実施方法を計画します。

計画には、概ね次の事項を定めます。

- 1 運送計画番号、市町村名
- 2 運送の実施者担任
- 3 避難住民地区番号及び避難住民数
- 4 発着日時、発地・着地、経路、必要地点の通過日時等
- 5 物資、食品・衛生に関する事項
- 6 必要とする物資補給拠点業務

イ 交通規制計画

警察は、避難住民の運送等のルートを確保するため、広域的交通管理体制の整備に努めるとともに、一般通行車両の通行を禁止するなどの交通規制計画を作成します。

計画は、運送計画に基づき、道路管理者と協議し、概ね次の事項を定めます。

- 1 交通規制路線、区間、迂回路
- 2 交通規制要員の配置
- 3 交通検問所の設置場所、要員・機材等
- 4 交通規制の広報の方法等
- 5 交通事故処理、道路障害物の除去等交通障害の復旧対策
- 6 緊急通行車両の受付・確認要領、通行優先順位等
- 7 隣接県等に及ぶ広域交通規制

ウ 避難実施要領

市町村長は、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成するものとします。

なお、作成に当たっては、武力攻撃事態や緊急対処事態等の事態の類型別に作成するとともに、避難行動要支援者への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮します。

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事（危機管理~~部局~~）及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定することとされています。

(7) 避難実施要領に定める事項

- a 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- b 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- c 避難の実施に関し必要な事項

(4) 避難実施要領における主な規定事項

知事は、避難実施要領の策定に当たっては、市町村を支援します。この際、次の事項を規定します。

項目	規定事項
要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	1 避難が必要な地域の住所 2 避難の実施単位（自治会、町内会、事務所等）
避難先	1 避難先の住所及び施設名
一時集合場所及び集合方法	1 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 2 集合場所への交通手段
集合時間	1 避難住民の誘導の際の交通手段の出発時刻 2 避難住民の誘導を開始する時間
集合に当たっての留意事項	1 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認 2 避難行動要支援者への配慮事項等 3 集合に当たっての避難住民の留意すべき事項
避難の手段及び避難の経路	1 集合後に実施する避難の交通手段 2 避難住民の誘導の開始時間及び避難経路等 3 避難住民の誘導の詳細
市町村職員、消防職団員の配置等	1 関係市町村職員 2 消防職団員の配置 3 担当業務及び連絡先等
避難住民への情報提供	1 避難途中や避難所において行う情報提供について留意すべき事項
避難行動要支援者への対応	1 避難行動要支援者への対応方法
要避難地域における残留者の確認	1 残留者の確認方法を記載
避難住民の誘導中の食料等の支援	1 誘導中の避難住民に対する食料・水・医療・情報等の支援内容
避難住民の携行品、服装	1 避難住民の携行品、服装
誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	1 問題が発生した際の緊急連絡先

(ウ) 避難行動要支援者名簿の避難支援プラン

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じるものとします。避難行動要支援者に配慮した避難支援プランを定めておくものとします。

知事（危機管理部）は、市町村が避難行動要支援者名簿を基にした避難対策が講じられるよう、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとします。に関する情報（氏名、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）を平時から把握する体制を整備するに当たり、県が作成した「災害時要援護者避難対策推進指針」等を基に、市町村の避難支援プラン作成を支援します。

エ 物資運送計画

県は、緊急物資の運送に当たっては、運送計画に準じて物資運送計画を定めます。

(6) 運送の実施

ア 運送業務

県（関係部局）は、運送計画に基づき、一元的に運送を手配・調整します。

イ 交通規制の実施（交通検問所）

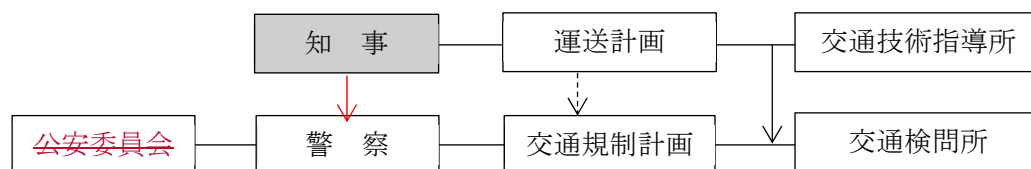
警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置します。

交通検問所の業務は、次のとおりです。

- 1 緊急通行車両の申請受付、確認
- 2 通行車両の確認、誘導
- 3 運送状況の把握、報告
- 4 交通規制の広報の手段
- 5 交通情報の収集と提供

ウ 交通技術指導所の設置

県（県土整備部）は、主要な橋梁、トンネル及び危険箇所交通技術指導所を設置し、通過車両に対して通過要領などの技術指導を実施して、警察の行う交通規制の技術的援助を行います。



(7) 避難行動要支援者の運送

ア 運送の実施

知事（危機管理部、輝く鳥取創造本部、福祉保健部、~~地域振興部~~）は、県があらかじめ定める避難行動要支援者の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の運送方法を必要とする人の運送を一元的に行います。

イ 運送の手続

知事（危機管理部、輝く鳥取創造本部、福祉保健部、~~地域振興部~~）は、市町村の状況に基づき、避難行動要支援者の避難に係る計画を作成するとともに、運送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備します。

市町村は、運送対象者を避難行動要支援者の運送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、避難行動要支援者の運送に係る計画に示された地点まで運送するものとします。

ウ 運送の方法

運送は、①車両、列車等による地上運送、②船舶による海上運送、③航空機による航空運送（~~美保飛行場に限定~~）により実施します。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な運送を行います。

3 衛生

(1) 衛生支援組織の構成

ア 構成

衛生支援組織は、臨時医療施設及び病院等医療機関をもって構成します。

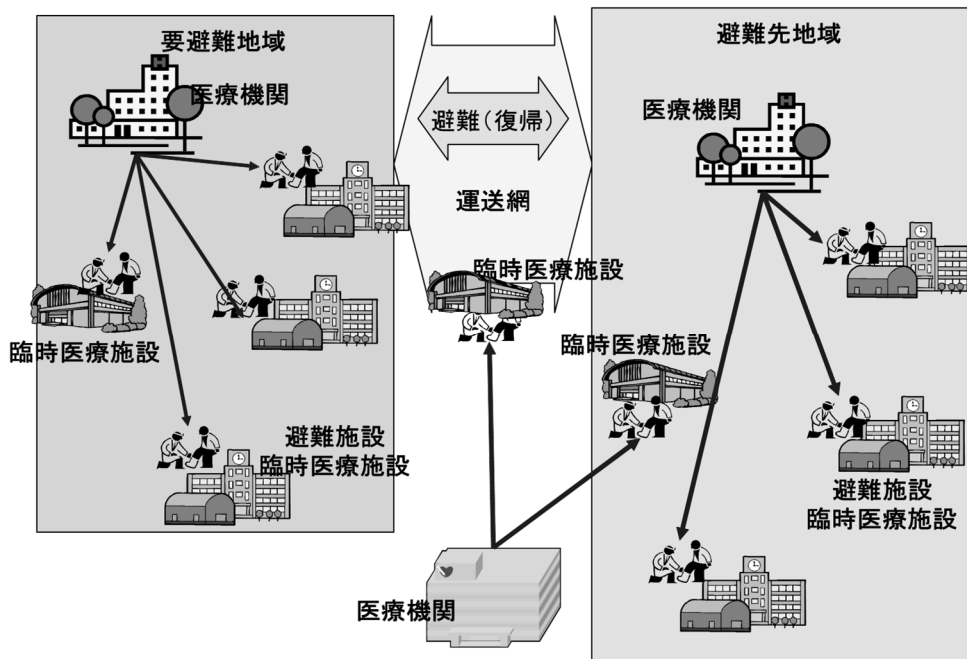
イ 臨時医療施設の設置

国民保護措置の実施に当たっては、必要に応じ、要避難地域（避難の経路にある地域を含む。）及び避難先地域に臨時医療施設を設置します。臨時医療施設においては応急治療、適切なトリアージを実施し、より高度な専門治療が必要な場合は、病院等の医療機関に搬送を行います。

ウ 救護班の編成、派遣

第一線救護及び臨時医療施設においては、救護班が治療に当たります。

救護班は、知事（福祉保健部）が、県医師会等と連絡調整を行った上で、要請を行った医療関係者等で編成され、各衛生支援組織へ派遣されます。



(2) 治療、搬送

ア 治療

県は、傷病者の治療について、以下の体系に従い、措置を実施します。

治療 区分	地域別	第一線救護	臨時医療施設	病院治療
	能力別	救急処置	応急治療	専門治療
治療地域等	要避難地域	緊急物資集積地域 <u>緊急物資集積所物資 拠点</u>	病院	
治療のねらい	生命の救急	病院治療との中継	患者の完全な回復	

イ 搬送

(ア) 搬送の要領

入院患者、負傷者等に最適の治療を加えることを目的とし、トリアージにより不要・不急の搬送を避けるとともに中継の減少、適切な患者規制等により能率的な業務を行います。

(イ) 搬送手段

道路、鉄道、船舶、航空のうち、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等、病状に影響を与えず、最も安全、迅速、快適かつ能率的に運送します。

搬送能力が不足する場合は、国等へ確保を依頼するほか、県が所有する一般車両等、利用可能なあらゆる搬送手段を利用します。

(3) 防疫

ア 基本的事項

衛生支援組織と連携し、予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等を行い、感染症及び食中毒を予防します。

イ 防疫体制

(ア) 予防

適切な健康管理、特に環境衛生業務の実施及び個人衛生の徹底並びに防疫情報の収集、その他の確な予防措置によりその発生を未然に防止します。

(イ) 拡大防止

初動を重視して、病原体検査、消毒、隔離及び診療等の手段を尽くして蔓延を防止します。

ウ 感染症発生の状況に応じた防疫

恒 常 予 防	常時行う防疫業務で、健康管理に関する諸施策が主体となります。
第 1 期防疫	避難施設の近傍又は交通連絡の多い地域に感染症が流行した場合に実施します。 避難住民の消毒及び健康診断、衛生指導、食品衛生検査の強化、流行地域への立入制限、予防接種等を行います。
第 2 期防疫	避難施設に感染症が散発した場合に実施します。 健康診断、病原体検査、消毒、隔離、防疫班の編成、予防接種等のほか疫学調査を行います。
第 3 期防疫	避難施設に感染症が集中的に発生した場合、強烈的な感染症が発生した場合、厚生労働大臣が指定感染症を指定した場合に実施します。第 1 期防疫及び第 2 期防疫の処置を強化して行います。

(4) 医療の確保

ア 医療関係者への医療実施の要請等

(ア) 医療実施の要請

知事（福祉保健部）は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、次に示す医療関係者に対し、場所、期間、その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請します。

要請に当たっては、医療を実施する場所、期間、被害状況、交通状況、必要な活動の種類等必要な事項を示します。

医療関係者 (法第 85 条、 令第 18 条)	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士
--------------------------------	--

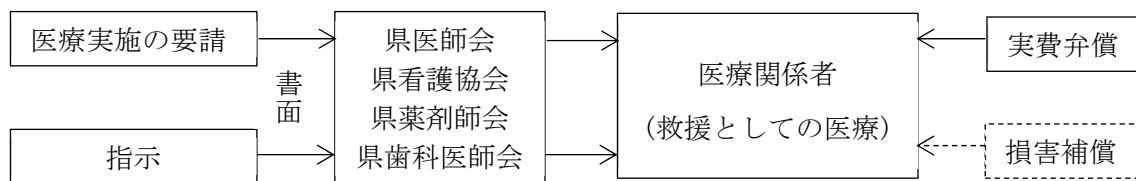
(イ) 医療実施の指示

医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときで、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときは、医療関係者に対し書面により、医療を行うべきことを指示します。

(ウ) 医療関係者の安全配慮

知事（福祉保健部）は、医療実施の要請、指示を行う場合は、安全情報の提供、適切な避難措置等により医療関係者の安全を確保します。

イ 医療実施の要請の一般要領



ウ 指定（地方）公共機関の医療業務

医療機関である指定（地方）公共機関は医療業務を行うこととされています。また、指定~~地方~~（地方）公共機関は、あらかじめ定めた自らの業務計画に基づき医療業務を行うものとします。

(5) 健康管理

個人の健康を良好に維持するため、体力、環境、疾病等の実情把握を基礎として、各種施策を総合的かつ継続的に実施します。

ア メンタルヘルスケア

知事（福祉保健部）は、~~ソーシャルワーカーと心理学者の混成によるメンタルヘルスケア対応チームを編成し、必要に応じてDPAT（災害派遣精神医療チーム）等の派遣調整を行い、避難~~住民や国民保護措置を実施する者のメンタルヘルスケアを実施します。

イ 体力衛生、予防衛生、環境衛生

(6) 廃棄物処理業の許可の特例

ア 廃棄物の収集等の発注

知事（生活環境部）は、特例地域（※１）においては、廃棄物処理法の規定（※２）にかかわらず、当該規定による許可を受けていない者に、特例基準（※３）により、廃棄物の収集、運搬又は処分を発注します（法第124条第3項）

イ 特例基準に適合しない廃棄物の収集等への措置

知事（生活環境部）は、廃棄物の収集・運搬・処分業者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を指示します。（法第124条第4項）

※１ 特例地域＝廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が指定した地域（法第124条第1項）

※２ 廃棄物処理法の規定＝廃棄物処理法第7条第1項本文、第6項本文、第14条第1項本文、第6項本文、第14条の4第1項本文、第6項本文の規定

※３ 特例基準＝特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として環境大臣が定めた基準（法第124条第2項）

ウ 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成~~30~~~~26~~年環境省~~環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室大臣官房廃棄物・リサイクル対策部~~作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

(7) 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行います。

- (イ) 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要請を行います。

4 施設

(1) 建物

ア 目的

知事（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）は、国民保護措置上必要とする施設及び附帯施設を建設、維持します。

イ 建物の建設に関する計画

建設に当たっては、全県的な収容施設建設計画を作成します。

状況の変化に対応するように、建設する施設の種類、配置等の融通性を考慮し、設計の標準化と既存施設の有効利用により、効率的な業務を行います。

ウ 建設する施設の種類

- (ア) 避難施設
- (イ) 臨時医療施設
- (ウ) 医療施設
- (エ) 応急仮設住宅

(2) 土地

ア 目的

知事（各部局）は、避難住民の収容施設や臨時医療施設に必要な土地、建物などを、原則、占有者等の同意を得て、使用します。

イ 土地利用の計画

土地の利用に当たっては、全県的な土地利用計画を作成します。この際、土地の選定に当たっては、ライフラインの整備・復旧の状況に留意します。

ウ 土地利用の一般要領

(ア) 土地の占有者等の同意

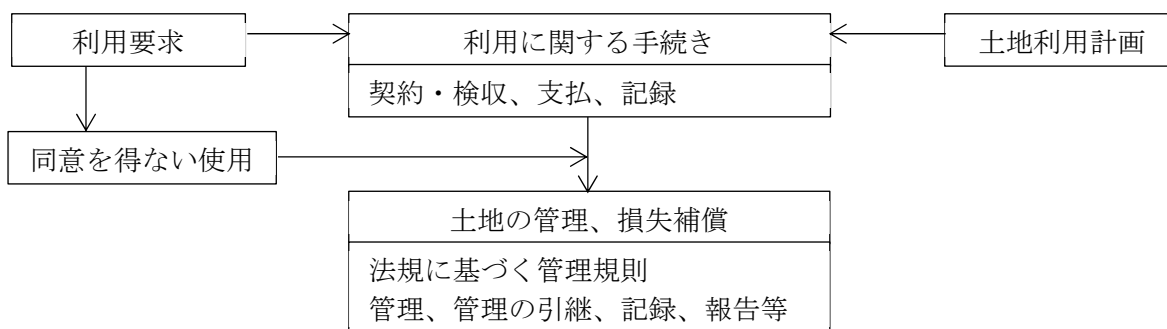
知事（各部局）は、救援を行うため必要があると認めるときは、土地等の管理者に対し土地等の使用について同意を求めます。

(イ) 同意を得ない土地等の使用

知事（各部局）は、土地等の管理者が正当な理由がないのに同意しないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して土地等を使用します。

(ウ) 立入検査

知事（各部局）は、土地等の使用のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に当該土地等の立入検査を行わせます。



(3) 避難施設の指定、管理

ア 避難施設の指定

知事（危機管理**部局**）は、あらかじめ管理者の文書等による同意を得て、避難施設を指定し、避難施設を確保します。避難施設は屋内避難施設及び屋外避難施設に分類され、避難住民等の受入れや炊き出し等の救援を実施する場所として使用します。

指定にあたっては、市町村と協力するとともに、市町村の地域防災計画で指定された避難施設を活用するほか、民間施設や国有施設等も管理者の協力を得て、指定に向けた協議を行います。七ます。

また、特に武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下道等の地下施設を弾道ミサイルの爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設（緊急一時避難施設）として指定するよう配慮します。

なお、国の方針等を参考にし、一時的ではなく一定期間避難できる堅ろうな避難施設についても、その在り方について検討を行います。（例：緊急一時避難施設で地下施設として指定されている場合、備蓄品等を整備し、一定期間滞在可能な施設として充実化させる 等）

なお、万が一弾道ミサイル等が日本に飛来する場合には、避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中などに避難するものとします。

＜参考＞避難施設の分類（内閣官房資料を参考に作成）

施設区分		定義等
避難施設		住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設
屋内避難施設		避難所、緊急一時避難施設及び特定臨時避難施設
避難所		避難住民等を収容するもの 収用する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）		
緊急一時避難施設		爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
地下施設		
特定臨時避難施設		武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた一定期間避難可能で堅ろうな避難施設（先島諸島の5市町村（与那国町、竹富町、石垣市、多良間村及び宮古島市）で整備予定）
屋外避難施設		長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

イ 避難施設に備えるべき要件等

避難施設の指定においては、令で定める基準を満たす必要があるが、本県においては住民の安全に資する目的から、更に避難施設指定の考え方を明確にした「国民保護に係る避難施設指定要領」の基準を作成し、その基準に適合した施設を指定するものとする。

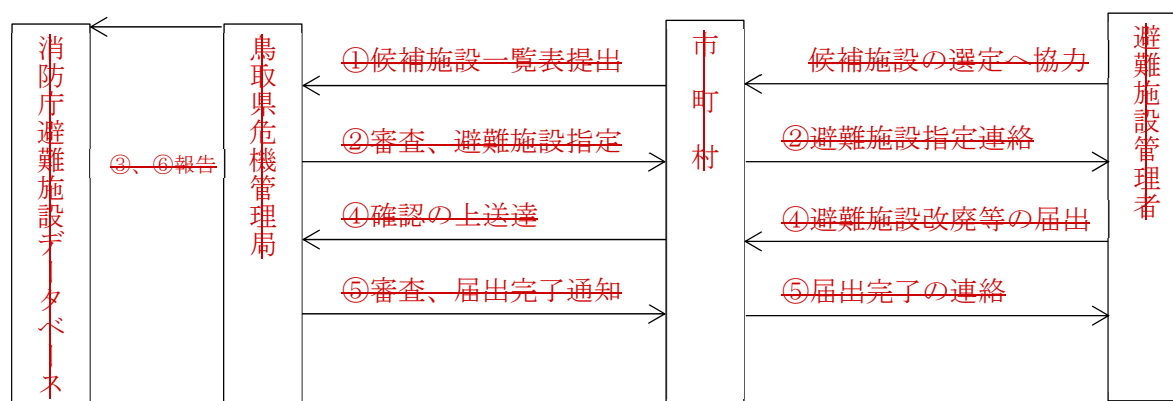
※なお、緊急一時避難施設については、一時的な避難の観点から基準を満たさなくとも指定する。

全	国民保護に係る避難施設指定要領
(1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。	原則として、<u>災対法で指定されている学校、体育館、公民館、公園等の公共施設を指定するものとするが、避難住民の安全等を考慮し、(2)から(5)の基準すべてに適合した施設を指定するものとする。</u> <u>ただし、(2)から(5)の基準に適合しない場合であっても、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態等から住民が一時的に避難できる施設については、避難施設として指定するものとする。</u>
(2) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。	<u>避難の規模、事態の深刻さを考慮し、屋内の場合の一人当たりの占有面積は最小限の2.0㎡とする。また、極端に小さな施設を避けるため、収容規模が20人以上（屋内の場合、床面積40㎡以上）の施設を指定するものとする。</u>
(3) 速やかに避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。	<u>トイレ及び給水施設が整備してあること。</u>
(4) 火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。	<u>火災や風水害等による再避難を避けるため、避難施設はこれらの災害の影響が少ない場所に立地するものを指定するものとし、併せて以下の各号に掲げる事項を考慮するものとする。</u> <u>ア 火災に際しての消防設備等の備えについて</u> <u>消防の用に供する設備の設置が無い場合は、当面の間、消防水利施設が140m以内の距離にあることを条件とする。（消防水利の基準：昭和39年消防庁告示第7号）</u> <u>イ 危険物施設等からの安全性の確保について</u> <u>危険物施設、高圧ガス施設等からの距離については、施設設置時に必要な保安距離を確保しているものとし、原則検討の対象としない。</u> <u>また、グラウンド等の屋外施設を指定する際は、周囲の危険物施設等からの安全性の確保について確認するものとする。</u> <u>ウ 土砂災害警戒区域等について</u> <u>土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）に設定されている区域内の施設については、避難施設として指定しないものとし、土砂災害対策の完了後に、指定するものとする。</u> <u>エ 浸水想定区域について</u> <u>浸水想定区域に設置されている施設については、出水期に水没する可能性があるが、出水期以外の大規模避難を考え、指定の上、浸水想定区域であることを明示するものとする。</u> <u>オ 地震対策について</u> <u>建物は耐震の基準を満たしていること。</u>
(5) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。	<u>施設に隣接の道路は、幅員4.0m以上確保されていること。</u>

要件	内容
安全性	① 火災に対する安全性（避難施設消防基準） 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難施設内で人体の安全を確保するため、輻射熱の影響も考慮して、ある程度以上の広さの空地がある。 ② 洪水、高潮に対する安全性 沿岸部及び河川の流域にあっては、洪水、高潮による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域 ③ 土砂災害に対する安全性 傾斜地の付近にあっては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度急傾斜地から離れた場所 ④ 建物の安全性 避難施設は、原則として、耐震、耐火、鉄筋構造を備えている。 （コンクリート造の建物を優先する。） ⑤ 周辺の安全性 避難施設周辺に、火災、爆発等の危険の大きな工場等がない。
公共性 地域性	① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難施設として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、公共的施設等（学校、公民館等）を優先的に活用する。 ② その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会、学区等を単位とする。 ③ 地域性 交通の便がよく、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所とする。
生活必需品等の確保	① 生活必需品等の確保避難施設には長時間滞在することが予測されるので、食品、飲料水、医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所 ② ライフラインの確保 電気、上下水道、ガス、電話、冷暖房、情報機器が確保、供給できる。 ③ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造・設備を有すること
衛生環境	① 概ね居室 3.3 m²当たり 2 人の広さが確保できる。 ② 汚水、し尿、廃棄物等が処理できる。 ③ 医療、助産が提供できる。
その他	① トイレ、入浴設備、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意する。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、N T T 回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査する。

ウ 避難施設指定の手順

国民保護に係る避難施設指定要領に従い、指定する。



指定の要領	① 知事（危機管理部局）は、避難施設の候補地の選定について市町村に協力を求めることとします。 ② ①の候補地について、政令で定められた基準に基づき、審査を行い、管理者の同意を得た上で、避難施設として指定します。 指定を行った場合は、当該施設を有する市町村及び施設管理者に対して通知します。 ③ 指定を行った施設について、消防庁に報告し、消防庁避難施設データベースを修正し、有事の際の情報の共有化に努めます。 ④ 避難施設として指定を受けた施設管理者は、政令に定める重要な変更を加えようとするときは、当該施設を有する市町村長を通じて、知事（危機管理部局）に届け出ます。 ⑤ 変更の届け出のあった避難施設について、審査を行い、適当であれば、その旨を当該施設の有する市町村長を通じて、施設管理者に通知します。 ⑥ 施設の重要な変更が行われた場合は、更新があった施設の情報を消防庁に報告し、消防庁避難施設データベースを修正し、市町村へ情報を提供します。 消防庁避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目 ◎施設名称 ◎管理者の名称 ◎施設所在地（郵便番号、住所） ◎連絡先（電話番号／ファックス番号） ◎管理者の連絡先（電話番号／ファックス番号／電子メールアドレス） ◎施設の管理者の属性（公・私） ◎構造（コンクリート造、その他） ◎宿泊、炊き出し等を使用可能な部分の面積（屋内（㎡）／屋外（㎡）） ◎収容人員（屋内（人）／屋外（人）） ◎保有設備等（トイレ、入浴設備（シャワー設備を含む）、給食設備、バリアフリー化の状況など） ◎災害対策の避難場所と指定の有無 ◎備考（大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無など） ◎：必須項目、○：任意項目
整備	住民が避難する施設の確保のため、市町村に対して、積極的な施設情報の提供を求めます。
点検	年に一度、避難施設の管理状況について、当該施設を有する市町村を通じて、施設管理者に対して、施設の管理状況について、報告を求めます。

エ 避難施設の管理

知事（危機管理部局）は、避難施設の改廃等の状況を管理します。

指定された施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、次の場合は変更に関する届出を行います。

(ア) 施設の廃止

(イ) 用途の変更

(ウ) 改築

(エ) 重要な変更（避難住民等の受入、救援の用に供すべき部分の総面積の 1/10 以上の増減等）

オ 避難施設指定・改廃の通知

知事（危機管理~~部局~~）は、避難施設を指定、変更した時は市町村、消防局及び警察本部にその旨を通知します。

カ 避難施設の安全と運営方法の確保

(ア) 避難施設の消防基準

知事（危機管理~~部局~~）は、消防法に準拠して、臨時の収容施設や医療施設についての消防に関する基準を定めます。（法第 89 条）

(イ) 避難施設の管理運営

知事（福祉保健部）は、その他臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため、「避難施設管理運営指針及びマニュアル」を整備します。

(4) 復旧等

ア 応急復旧（法第 139 条）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕などの措置を講じます。

(ア) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県が管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

(イ) 通信機器の応急の復旧

関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置、他の通信手段への切替等を講じます。

(ウ) ライフライン施設の応急の復旧

県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握し、応急の復旧のための措置を講ずるとともに、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定（地方）公共機関の応急の復旧を支援します。

(エ) 運送路、運送施設の応急の復旧

県が管理する道路、漁港施設、空港、鉄道施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送等の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

県対策本部長は、広域的な避難住民の運送等を行うための運送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行います。

(オ) 応急復旧の支援（法第 140 条）

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

また、市町村長、指定~~（地方）~~公共機関から県に支援の求めがあった場合は、できる限り支援を行います。

イ 復旧

武力攻撃災害によって被害が生じた施設について、その機能を完全に復するため実施する事業です。（法第 141 条）

基本的には武力攻撃終了後、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとされており、国が示す国全体としての方針に基づいて実施します。

5 財政措置等

(1) 予算

ア 財政需要の把握と財源の確保

各部局等は国民保護措置に要する財政需要の見込みを見積もり、令和の改新戦略本総務部と協力して、財源の確保に努力します。

イ 財政計画の策定

国民保護措置の実施に際しては、当初予算、又は補正予算で可能な限り対応し、速やかな予算執行を行います。このため、次の事項に留意します。

(7) 優先的に取り組むべき事項の順位の決定

(4) 予算の重点配分、流用、予備費充当

(9) 速やかな予算編成と臨時議会の招集

ウ 復旧、復興

(7) 起債申請、国庫支出金申請等の必要な財源の確保

(4) 武力攻撃災害の復旧についての国による財政上の措置の情報の収集

エ 予算措置

予算措置が必要な場合には予算編成を行い、県議会の議決を得ます。

(2) 財務会計に関する事項

ア 出納及び物品購入

国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行います。

イ 支払い手続き等

緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討します。

(3) 公的徴収金の減免措置

ア 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

イ その他必要な措置

(7) 鳥取県行政財産使用料条例第3条及び鳥取県公有財産事務取扱規則第12条関係

(4) 鳥取県公有財産事務取扱規則第14条及び鳥取県公有財産事務取扱要領第4章第2節第3款第1の2(8)普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準第8関係

ウ 県の所有に属する財産の使用許可・貸付等

(4) 損失補償等

ア 損失補償

県は、知事が以下の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償します。(法第159条第1項)

処 分	処 分 の 根 拠 規 定
特定物資の収用	法第81条第2項
特定物資の保管命令	法第81条第3項
土地等の使用	法第82条
応急公用負担等	法第113条第3項(同条第1項に係る部分に限る。)法第113条第5項(同条第1項に係る部分に限る。)において準用する災対法第64条第7項・第8項
車両その他の物件の破損	法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段(同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。)

イ 医療関係者への弁償

県は、知事の医療実施の要請（法第 85 条第 1 項）、指示（同条第 2 項）により医療を行う医療関係者に対して、その実費を弁償します。（法第 159 条第 2 項）

(5) 損害補償

ア 協力者への損害補償

県は、知事、県職員等から以下の要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。（法第 160 条第 1 項）

協 力	協 力 要 請 の 根 拠 規 定
避難住民の誘導への協力	法第 70 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）
救援への協力	法第 80 条第 1 項
消火、負傷者の搬送 被災者の救助等への協力	法第 115 条第 1 項
保健衛生の確保への協力	法第 123 条第 1 項

イ 医療関係者への損害補償

県は、知事の医療実施の要請（法第 85 条第 1 項）、指示（同条第 2 項）により医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。（法第 160 条第 2 項）

(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、総合調整（※ 1）又は指示（※ 2）に基づく措置の実施に当たって市町村、指定（地方）公共機関が損失を受けたときは、その損失を補てんします。（当該市町村、指定（地方）公共機関の責めに帰すべき事由による損失を除きます。）

※ 1 総合調整＝県対策本部長の総合調整（法第 29 条第 1 項）

※ 2 指示＝知事の指示（法第 67 条第 2 項（法第 69 条第 2 項において準用する場合を含む。）、法第 73 条第 2 項（法第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。））

(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等

ア 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁

県は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置のうち、その実施について県が責任を有するものに要する費用を支弁します。（法令に特別の定めがある場合を除く。）（法第 164 条）

イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

(ア) 他の地方公共団体の長等の応援（法第 12 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 86 条、第 119 条）を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。（法第 165 条第 1 項）

ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができます。（法第 165 条第 2 項）

(イ) 他の地方公共団体の長等を応援（法第 12 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 86 条、第 119 条）したときは、当該応援に要した費用の支弁を請求します。（法第 165 条第 1 項）

ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁します。（法第 165 条第 2 項）

ウ 知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁

知事が市町村長の措置を代行（法第 14 条）した場合、当該市町村が財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、次の費用については県が支弁します。（法第 166 条）

（ア）知事が代行を行う前に当該市町村の実施した国民の保護のための措置に要する費用

（イ）他の市町村長が応援のために負担した費用

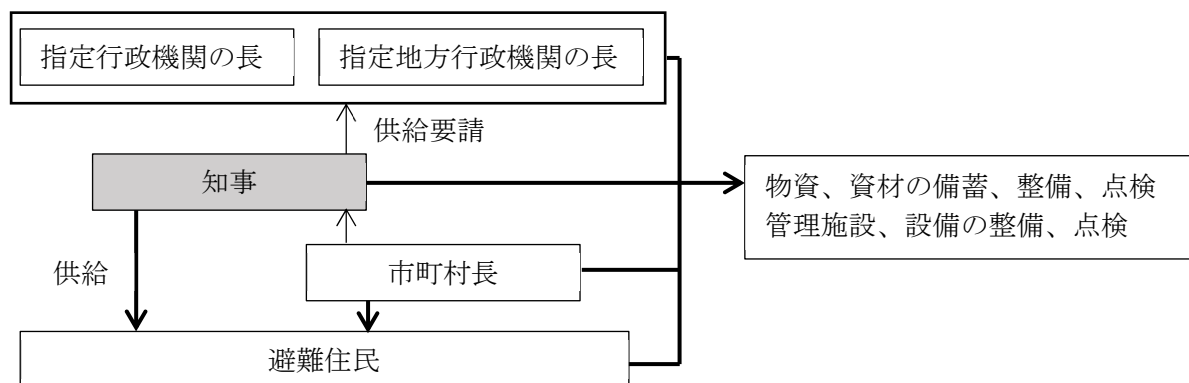
エ 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき（法第 76 条第 1 項）は、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁します。（法第 167 条第 1 項）

ただし、知事は、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができます。（法第 167 条第 2 項）

6 備蓄、救援物資

(1) 備蓄



ア 備蓄の基本的考え方

避難施設での炊出し等の体制が整うまでの間を3日間と想定し、その間は知事（危機管理~~部~~局、農林水産部）及び市町村の備蓄又は調達する食品等を支給するものとします。

運送が可能となった以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食品需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備します。

また、事業所等や各家庭において、3日間の食品等を備蓄するよう啓発します。

イ 備蓄の要領

被害想定に基づく避難住民数と避難期間及び県内への避難住民受入容量を適切に見積もり、必要な備蓄量と方法に関する方針を定め、備蓄計画を定め、計画的に備蓄します。

県と市町村が連携備蓄している物資、資材は、知事（危機管理~~局~~部）が一元的に運用します。

不足する備蓄物資等については、国に供給を要請します。

防災における備蓄との整合性、国や他の都道府県との相互協力を図ります。

県 市町村（2 を除く）	1 備蓄・調達を推進します。 2 広域的な見地から市町村備蓄食品を補完し、滞在者等に対応するための食品についても備蓄を推進します。不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他の都道府県等からの応援により確保します。 3 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、クラッカー、レトルト食品や粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）も備蓄します。 4 平素からNBCR攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。また、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資、資機材について、備蓄及び調達体制を整備します。
--------------------	---

ウ 国、市町村、その他関係機関との連携

(ア) 県は、国民保護措置に必要な物資及び資材について、国、市町村その他関係機関と連携しつつ備蓄、整備します。

(イ) 以下の物資及び資機材については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県は国の整備状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応します。

- a 国が整備や整備の促進に努めることとされているもの
化学防護服、放射線測定装置等の資機材
- b 国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等

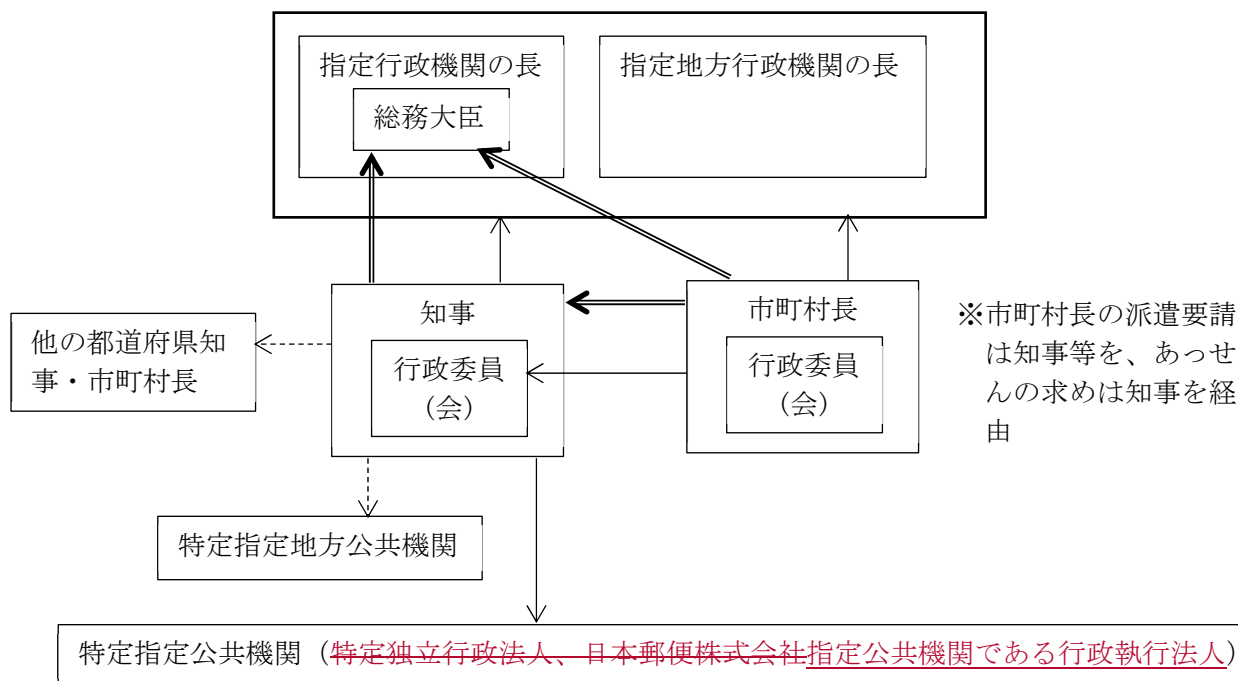
(2) 救援物資の取扱い

武力攻撃災害に際しては、衣類、食品、医薬品について、善意の救援物資が届けられることが予想されます。しかしながら、避難施設でのニーズとの相違、分配の労力及び手段について問題が生じることが予想されます。

救援物資は、原則として地域防災計画に準じて取り扱うこととし、このため、知事（商工労働部）は、市町村その他関係機関と連携して、救援物資の需給を把握し、公表するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備します。

7 人に関すること

(1) 職員の派遣とあっせん



→ 派遣要請 (法第 151 条)

-----> 派遣要請（自治法第 252 条の 17、地方独立行政法人法第 124 条第 1 項）

⇒ あっせん要請 (法第 152 条)

ア 職員の動員

(ア) 知事（総務部）は、職種別人員数を把握し、必要な技術者等の動員指示を行います。

(イ) 事態の推移に応じ、計画に定める配備及び職員動員計画を超えて動員数を確保する必要がある場合に、各部局間の調整を行います。

イ 職員の派遣とあっせん

(ア) 職員の派遣（自治法第 252 条の 17）

- a 市町村への職員の派遣（自治法第 252 条の 17）
市町村等からの派遣要請により、必要な職員の派遣を行います。
- b 指定行政機関等への職員の派遣要請（法第 151 条、自治法第 252 条の 17）
専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請します。
- c 派遣者の宿舍等の確保
- d 派遣要請に必要な文書

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣について必要な事項

(イ) 職員のあっせん

a 総務大臣に対する職員派遣のあっせん要求（法第 152 条）

派遣要請が不調な場合においては、総務大臣に対して指定行政機関等の職員派遣についてあっせん要求します。

b 市町村等からのあっせん要求への対応（法第 152 条）

市町村長等から求められた指定行政機関等の職員派遣に係るあっせんに対し、当該機関に対しあっせんを行い、又は総務大臣に対しあっせん要求を行います。

c 受入者の宿舎等の確保

受入者の宿舎等の確保については、関係機関と調整します。

d あっせんに必要な文書

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 派遣のあっせんを求める理由 |
| 2 | 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 |
| 3 | 派遣を必要とする期間 |
| 4 | 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| 5 | その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 |

ウ 関係機関との相互派遣協定等の整備

エ 武力攻撃災害発生時の県職員の人的応援体制の確保

(2) 武力攻撃災害による死亡者の取扱い

ア 留意事項

(ア) 死亡者の取扱いは、遺族及び一般住民の感情に深刻な影響を与えるので、確実かつ丁寧にを行います。

(イ) 遺体の取扱いは、衛生環境の維持にも直接影響するので、適時に行います。

(ウ) 遺体の確実な識別、埋葬位置の標示、遺品の散逸防止、確実な記録・報告及び迅速な処理を行います。

(エ) 救出任務を与えられた人は、ひどい心理的後遺症に苦しむことがあるのでメンタルケアに努めます。

イ 業務

(ア) 遺体の搜索、收容、識別、埋葬又は火葬

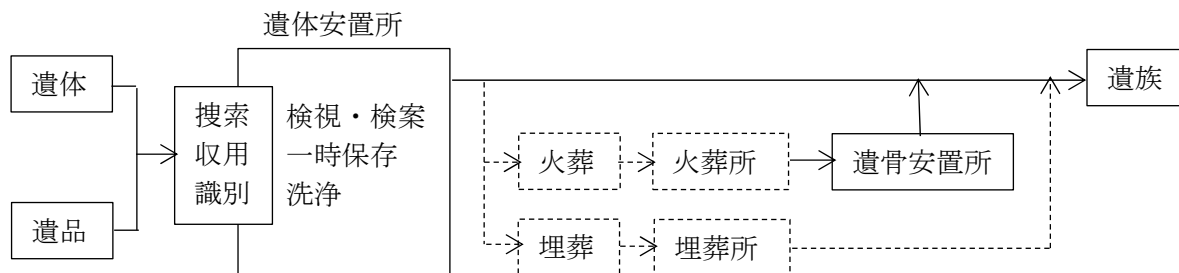
(イ) 遺体・遺骨・遺品の処理・保管

(ウ) 死亡に関する記録・報告、死亡通知、遺体・遺骨・遺品の引き渡し

(エ) 記録・報告すべき事項

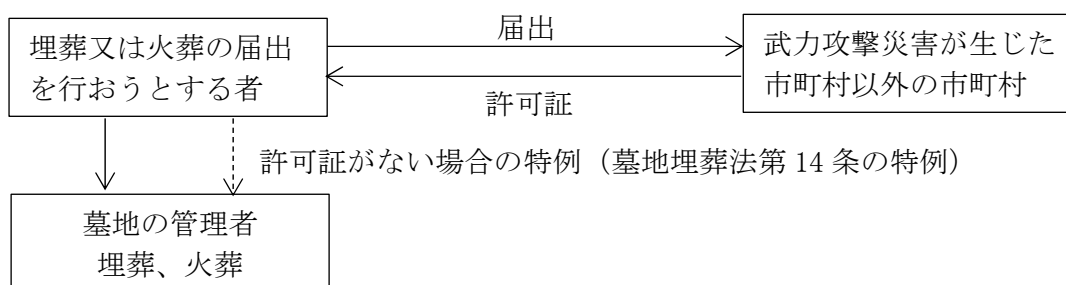
- | | |
|---|--------------|
| 1 | 氏名 |
| 2 | 生年月日 |
| 3 | 男女の別 |
| 4 | 住所 |
| 5 | 国籍 |
| 6 | その他識別するための情報 |
| 7 | 死亡の日時 |
| 8 | 死亡の場所及び状況 |
| 9 | 遺体等の所在 |

ウ 業務系統の一例



エ 埋葬、火葬の手続

大規模な武力攻撃災害が発生し、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、厚生労働大臣が定める期間については、埋葬及び火葬の特例により手続きを行います。



8 国及び関係機関との連携

(1) 応援要請

被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁、他の都道府県、警察及び消防機関等へ応援を要請します。

(2) 国との連携

ア 国対策本部との連携

知事（危機管理部局）は、国民保護措置を総合的に推進するため、必要があるときは、国対策本部長に総合調整を要請します。このため、国対策本部と相互に緊密に連携し、必要な場合、県対策本部の会議に幹部自衛官等、国の職員などの出席を求めます。

イ 国現地対策本部との連携

知事（危機管理部局）は、国現地対策本部が設置された場合においては、連絡及び調整を行う者を派遣すること等により、国現地対策本部と密に連絡調整を行います。

また、国現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態合同対策協議会が開催されたときは、職員を出席させ、情報共有や連絡調整を行います。

ウ 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき、又は市町村から要請を行うよう求められ必要と認めたときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。

この場合、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

エ 国対策本部長の総合調整等に対する対応

(イ) 国対策本部長の総合調整に対する対応

県は、国対策本部長の実施する総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施します。

(ロ) 内閣総理大臣の指示に対する対応

知事は、内閣総理大臣の指示がなされた場合、所要の措置を的確かつ迅速に実施します。

基本指針において内閣総理大臣が行うとされている指示

- ・避難の指示に関する指示
- ・都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置に関する指示
- ・避難住民の誘導に関する措置に関する指示
- ・避難住民の運送に関する指示
- ・緊急物資の運送に関する指示
- ・救援に関する指示

(ウ) 内閣総理大臣等による代執行に対する対応

知事は、内閣総理大臣が事態に照らし緊急を要すると認める場合において、自ら措置を講じ又は関係大臣を指揮して講じさせたときは、可能な限り内閣総理大臣等による所要の措置の実施に協力します。

基本指針において内閣総理大臣が措置を講ずる又は講じさせるとされている場合

- ・知事が所要の国民保護措置を行うことができないとき
- ・国民の身体、生命若しくは財産の保護を図るため特に必要と認める場合であって、事態に照らし知事に指示をするいとまがないと認めるとき

(3) 警察との連携

ア 警察との連携

県対策本部長は、警察に対し、県の区域に係る国民保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。(法第 29 条第 10 項)

イ 機動隊等の出動及び警察災害派遣隊の派遣要請

警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させるとともに、被害が大規模な場合は、県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣要請を行うものとしします。

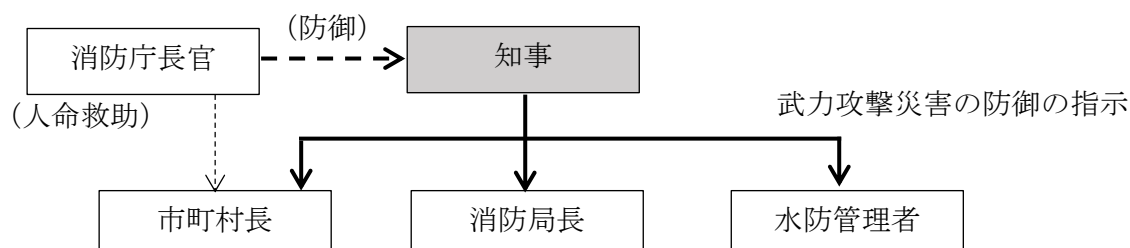
(4) 消防との連携

ア 消防庁長官の指示

消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について特に必要があると認められるときには、知事に対し必要な措置を指示することとなっています。(法第 118 条)

イ 知事の防御の指示

知事（危機管理**部局**）は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、消火活動、救急、救助、被害の拡大防止及び予防等、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示します。(法第 117 条第 1 項)



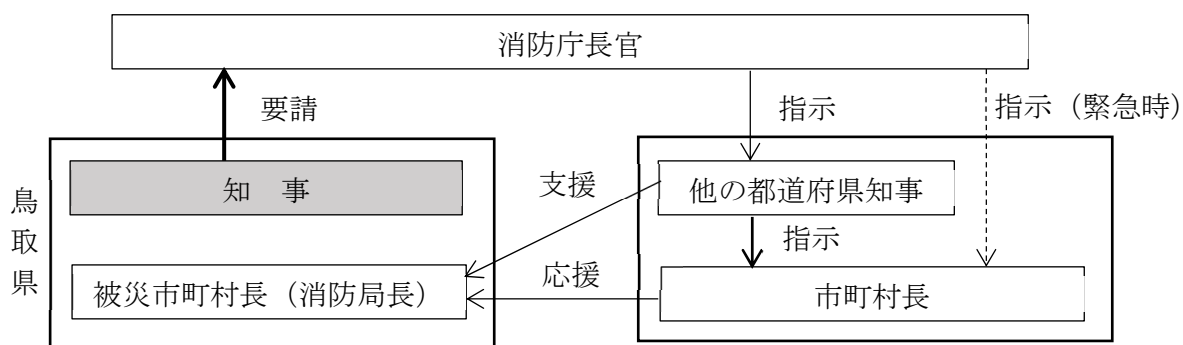
ウ 消防庁長官への応援要請

知事（危機管理~~部局~~）は、県内に武力攻撃災害が発生し、県内の消防力のみをもってしてはこれに対処できない場合は、速やかに消防庁長官に法第 119 条第 1 項による応援を要請します。

消防庁対策本部設置時	電話番号	国対策本部が設置された時点で通知	
	F A X		
平 日 (9:30～ 18 7 :14 5)	電話番号	03－5253－7551	総務省消防庁 国民保護運用室
	F A X	03－5253－75 43 35	
上記以外	電話番号	03－5253－7777	総務省消防庁 宿 直 室
	F A X	03－5253－7553	

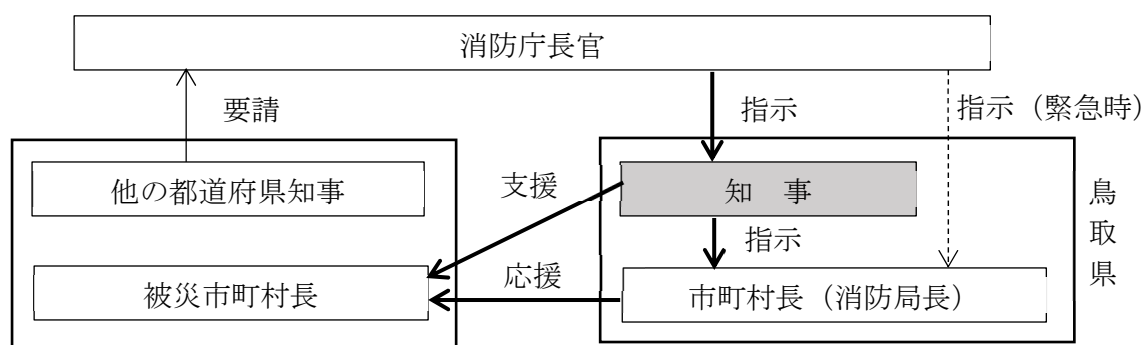
エ 緊急消防援助隊の受入れ

東部消防局長は、応援を受けた緊急消防援助隊の消防活動に関する指揮を行うものとします。



オ 他都道府県への消防の応援

知事（危機管理~~局部~~）は、消防庁長官から他の都道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、市町村長（消防局長）に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を指示します。（法第 119 条第 3 項）



カ 出動する消防職員の安全確保

知事（危機管理~~部局~~）は、消防に応援等の指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じます。（法第 120 条）

(5) 自衛隊への国民保護等派遣の要請

ア 連絡幹部の派遣

県対策本部長は、国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、その指定する職員を連絡幹部として県対策本部の会議に出席させるよう要請します。

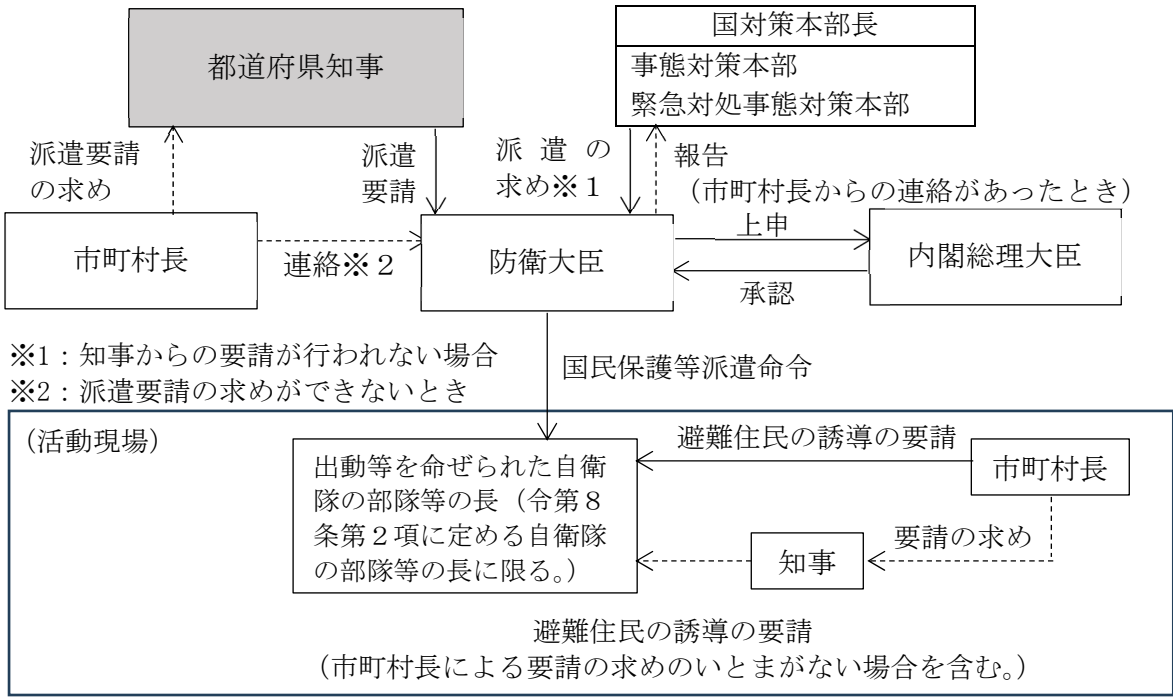
イ 国民保護等派遣の要請

知事（危機管理**部局**）は、国民保護措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、防衛大臣に対し自衛隊の部隊などの派遣を要請します。要請に当たっては、原則として県対策本部会議に出席している自衛隊の職員を通じて、防衛省との緊密な連携調整を行います。

なお、武力攻撃事態等においても、自衛隊法の規定に基づき治安出動の要請もあります。

また、防衛出動中は、防衛出動の一環として国民保護措置が行われることがあります。

ウ 国民保護等派遣の仕組み



エ 国民保護等派遣要請の手続等

要請者		知 事
要 請 手 続	県	自衛隊の部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにした文書をもって要請します。 ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信により要請を行い、事後において速やかに、文書を提出します。
	市町村	知事へ、派遣要請の求めを行うものとします。 知事へ派遣要請の求めができないときは、防衛大臣へ連絡するものとします。
文書で明らかにすべき事項		1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

オ 要請の窓口

防衛省に対する要請の窓口は、別途防衛省が作成する国民保護計画の定めるところによります。

カ 派遣部隊の一般的活動内容

区 分	活動内容の例
避難住民の誘導	誘導、集合施設での人員整理、避難状況の把握等
避難住民の救援	食品の給与及び飲料水の供給、物資の供給、医療活動、捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC R 攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

キ 留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(6) 他の都道府県知事等への応援要求等

ア 他の都道府県知事等への応援要求

知事は、県内に武力攻撃災害が発生し、応急措置実施のため必要であると認めるときは、法第12条の規定に基づき他の都道府県知事等に対して応援を求めます。

武力攻撃災害は、県単独での対応は困難で、広域的な連携が必要と予想されるため、知事（危機管理~~局~~~~部~~）は、他の都道府県と応援協定等を結び、日頃から連携します。

知事は、県内に武力攻撃災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合は、近隣県に応援を求めるものとし、さらにそれだけでは十分な応急措置が実施できない場合は、他ブロック都道府県に応援を求めます。

イ 他の都道府県知事等との連絡調整

知事（危機管理~~局~~~~部~~）は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、他都道府県知事等に対する要請準備と事前連絡を行います。

また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行います。

なお、知事（危機管理~~局~~~~部~~・他各部局）は、他都道府県知事等から要請を受けた場合速やかに供給できるよう、物資、資機材等の供給準備を行います。

ウ 武力攻撃災害での相互応援

県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、正当な理由（求めに応ずることが極めて困難な客観的事情）のある場合を除き、必要な応援を行います。

エ 鳥取県が締結する災害時応援協定

	名 称	相手先	締結年月日 (最新改定年月日)
1	中国5県災害時相互応援協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成7年7月13日 (令和5 平成24年3月24 1 日)
2	中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成7年12月5日 (平成24年3月1日)
3	災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成8年3月29日
4	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成8年5月31日
5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成8年7月18日 (令和6 平成24年1 5 月31 8 日)
6	災害対策における鳥取県・徳島県相	徳島県	平成16年3月17日

	互応援協定		(令和3 平成28年 11-9 月 15 12 日)
7	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成24年10月25日

(7) 指定（地方）公共機関への措置要請等

ア 指定（地方）公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。

この場合、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

イ 応援

知事（各部局等）は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため、①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、応援します。

ウ 応援の求め

知事（各部局等）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、その業務に係る国民保護措置の実施に関し、必要な人的、物的な要請を行います。

(8) 市町村への応援

知事（危機管理~~部局~~、総務部）は、市町村長等から国民保護措置実施のため人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行います。（法第18条、法第144条）

(9) 相互応援協定の整備

知事（危機管理~~部局~~）は、国民保護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、相互応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保します。

協定機関	協定の内容
国	人的、物的な応援
地方公共団体（県、市町村）	人的、物的な応援、備蓄の相互連携
指定（地方）公共機関 （日本赤十字社を含む） 事業者、公共的団体等	それぞれの業務に係る分野での応援 人的、物的（物資、資材の調達、供給）な応援

9 情報の提供と相談窓口

(1) 実施要領

県民及び避難住民の人心の安定を図るために、県及び市町村に~~広報センター~~相談窓口を設置し、総合的な生活情報の提供と相談を一元的に行います。

(2) 情報の提供

ア 情報提供のガイドライン

(ア) 正確な情報を提供

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応します。

(イ) 行動指針の明示

住民の行動指針を示し、住民の安全~~を~~を確保します。

イ 情報の種類等

別紙第1「情報計画」参照

ウ 住民等への情報提供の手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、あんしんトリピーメール、ホームページ（鳥取県公式サイト（とりネット）~~モバイル版、携帯電話向けサイト~~）、~~ツイッター＝SNS、フェイスブック~~、Ｌアラート、緊急速報（エリア）メール等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備します。

また、県は、要配慮者に対し、それぞれの特性に応じた方法により、情報が確実に伝わるよう、音声と文字を用い、多様な言語、分かりやすい表現や表記によって必要な情報を的確に伝達するよう努めます。

エ 情報提供の体制と要領

県対策本部~~（広報班長）~~は、~~広報課と緊密な連携を図り、一元的な広報を行い県対策本部直轄の広報センターを設置、運営~~します。この際、県内における国、市町村及びその他の関係機関の行う広報と連携します。

~~（ア）広報班長のもと、県内における広報を一元的に行います。~~

~~（イ）~~（ア） 報道機関への発表場所は、必要に応じて県対策本部とは別の場所を確保します。また、必要に応じ、臨時の記者室も県対策本部及び発表場所とは別の場所に確保します。

~~（ウ）~~（イ） 情報提供の方法は、できるだけ報道機関の要望に合わせます。

~~（エ）~~（ウ） 努めて次回発表時刻を予告し、厳守するとともに、広報発表の早期の定時化を図ります。

~~（オ）~~（エ） 原則として~~広報班長~~県対策本部の担当者が発表します。適時、事情に詳しい関係者、専門家等を発表の場に同席させ、説明します。

(3) 相談窓口

武力攻撃災害時等には、状況の確認、安否情報の確認などに関する各種の相談、要望、苦情などが寄せられます。

これらに対応するため、各避難施設や主要な場所に相談窓口を開設し、~~広報センター~~県対策本部により一元的に対応します。この際、国、市町村及びその他の関係機関の行う広報との連携や、専門家による効果的な相談を行います。

(4) 実施体制

